押印不要

様式第 16 号(第 29 条関係)

一般廃棄物処理業許可(許可更新)申請書

令和○○年○○月○○日

(あて先) 山口市長

法人の場合は登記事項証明書の内容ど おりに、個人の場合は住民票の内容どお りに記載してください。

 住所
 山口市○○○○番地

 氏名
 ○会社
 ○○○○

 代表取締役
 ○○○○○

(法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者名)

電話番号(083)○○○-○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 $\frac{第7条第1項}{78,780}$ の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

取扱廃棄物の種類	可燃物、不燃物、資源物
収集・運搬・処分の別	収 集・運 搬・ 処 分
許可を受けようとする区域	□ 旧山口市区域 □ 旧小郡町区域 □ 旧秋穂町区域 □ 旧阿知須町区域 □ 旧徳地町区域 □ 旧阿東町区域
事務所の所在地	山口市○○○○番地
その業務を行う機構図及び主たる 担当者の氏名	担当者 〇〇 機構図は別紙のとおり
車庫及び機器の所在地	山口市〇〇〇〇番地
従業員数及び名簿	従業員数○○名 名簿は別紙のとおり
収集車両の保有状況	保有台数 〇〇台 詳細は別紙のとおり
作業計画又は事業計画	別紙のとおり

添付書類

1 住民票の写し(法人にあっては、登記簿謄本、定款及び役員の住民票の写し)

業務経歴書

申請	者名 ○○会社	4 0000	令和	年	月	日現在
【山	口市一般廃棄物処理	里業許可取得状況】			引している ☑域に○	
収集	当初許可取得日	平成○○年 ○月	○ 目			
•	許可区域	山口市(旧山口市・旧小郡町・旧秋穂	町・旧阿知須	町・旧徳	地町・旧阿	「東町)
搬業	取扱品目	■し尿・浄化槽汚泥を除く。 □し尿・浄化槽汚泥を含む。 □特定品目(現在効力を	有してい	Nる許可証)	を確認
処	当初許可取得日	年 月 日				
処分業	受入区域	山口市(旧山口市・旧小郡町・旧秋穂 山口市外(町・旧阿知須	町・旧徳	地町・旧阿	可東町))
	取扱品目	山口市において、 を有している場合 記入内容は現在効	に記入。			
	処分の種類	□中間処理 破砕・切断・圧縮・溶融・篩分 □堆肥化 □その他(・その他())

※旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町の区域は平成 17 年 9 月 30 日における市又は町の区域とし、旧阿東町の区域は平成 22 年 1 月 15 日における町の区域とする。

【関連業務の許可状況】

許可の種類	許可番号	許可自治体
産業廃棄物収集運搬業許可	許可番号○○号	山口県
産業廃棄物処分業許可	許可番号○○号	山口県
産業廃棄物収集運搬業許可	許可番号○○号	○○県
一般廃棄物収集運搬業許可	許可番号○○号	〇〇市
一般廃棄物収集運搬業許可	許可番号○○号	山口市
金属くず類回収業許可		山口県公安委員会
	 物関係で許可を取得してい を添付してください。 	るものを記載し、

[※] 許可証の写しを添付すること。

事業計画書(収集・運搬業)ごみ

申請者名 ○○会社 ○○○○

		取扱廃棄物	積替保管	処分先
事業		一般廃棄物		□ 山口市清掃工場
事業系ごみ		事業系ごみについて、取扱をするものに印をしてください。 ※現在の許可から事業拡大をすることは出来ません。	有・無	□ 山口市不燃物 中間処理センター
		資源物 (びん、缶、ペットボトル、プラ製容器包装、古紙類)	有・無	□ 山口市 リサイクルプラザ
		公共維持に伴うもの	有・無	□ その他 処分先の施設全てに印。
家庭系ごみ		一時多量ごみ	有・無	市以外の施設に持込む場合は 「その他」に具体的に記入して ください。
	(z	特定家庭用機器 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	有・無	指定引取場所
	家さ	その他 (具体的に記載してください。) 定庭系ごみについて、取扱をするものに印をしてくだい。 でい。 で現在の許可から事業拡大をすることは出来ません。	有・無	取扱するものについて、 積替保管施設の有無を記入
			l	

事業計画

- ・どのような種類のごみを扱うのか
- ・事業所のルート収集、家庭の戸別収集
- ・分別や減量、資源化の取り組み
- などを具体的に記載してください。

【申請書類・業務に関する問合せ先】

担当者名	役職	電話番号	メールアドレス

事業計画書(収集・運搬業)し尿・浄化槽汚泥

取扱廃棄物	収 集 区 域	契約件数
□ し尿	□ 旧山口市区域 □ 旧小郡町区域 □ 旧秋穂町区域	件
	・収集区域・旧阿知須町区域・現在の許可証の内容を確認のうえ、具体的な区域を記入してください。	収集
□ 浄化槽汚泥	□ 旧徳地町区域 ※し尿と浄化槽汚泥とで区域が異なる場合が ますので、御注意ください。	あり <u></u> 件
- 13 CHR 1 9 PC	・契約件数 し尿・浄化槽汚泥それぞれの最新の契約件数 入してください。 □ 旧外穂町区域	
	□ 旧阿知須町区域 □ 旧阿東町区域 □ 旧徳地町区域 □ 旧徳地町区域	

事業計画

・収集計画

曜日等による定日収集であれば、具体的なサイクルを記入してください。 収集計画表を作成している場合であれば、計画表の添付でもかまいません。

- ・収集運搬の方法
 - 使用する車両や作業時の環境衛生保全について記入してください。
- ・処分先

持ち込み先施設を記入してください。

※ 料金表及び料金の徴収方法を添付すること。

【申請書類・業務に関する問合せ先】

担当者名	役職	電話番号	メールアドレス

事業資金及びその資金の調達方法

請者名					
] 1 新たた	よ事業資金を必	必要とした【	【新規許可・変	更】	
① 金 額					
	_			円	
②調達先					
③返済方法					
] 2 新たた	よ事業資金を必	必要としなか	つた【新規許	可・変更】	
□ ① 既存	の事業の施設	、車両及び)	人員を用いる		
(業種)					
□ ② その	他 —————				
(理由)					
、3 【 許正	(事事				
3 【許可	可更新】				

※ 決算書を添付してください。

更新申請の場合は

※ 該当の□にチェックを記入してください。

こちらに印をしてください。

役員•従業員名簿

氏 名	住 所	役職又は職務内容	備考
00 00	山口県山口市〇〇〇番地	代表取締役	常勤
00 00	山口県〇〇市〇〇〇番地	取締役	常勤
00 00	○○県○○市○○○番地	監査役	非常勤
00 00	山口県山口市○○○番地	作業員	責任者
00 00	山口県〇〇市〇〇〇番地	作業員	
00 00	山口県山口市〇〇〇番地	事務員	

※役員については常勤・非常勤の別を備考欄に記載すること。

役員	事務員	作業員	その他	合計
3人	1 人	2 人	人	6 人

[※] 事業主及び役員も記載すること。(役員以外の従業員は、一般廃棄物処理業に従事する者のみ記載)

[※] 事業主及び役員については、本籍地を記載した住民票を添付すること。

組織機構図

申請者名	○○会社	0000	令和	年	月	日現在
------	------	------	----	---	---	-----

代表者 00 00 【 中間処理 部門作業員】 【 収集運搬 部門作業員】 【事務員】 氏 名 氏 名 氏 名 役職 備考 役職 備考 役職 備考 00 00 現場監督 00 00 工場長 00 00 総務課長 00 00 00 00 00 00 緊急時の連絡先 氏 名 〇〇 〇〇 役 職 現場責任者・取締役 など 電話番号 〇〇一〇〇〇一〇〇〇

- ※ 一般廃棄物処理業に従事する者のみ記載すること。
- ※ 責任者は備考欄に○を記載すること。

事業所等の図面及び付近の見取図

申請者名 ○○会社 ○○○○

#務所・駐車場・積替保管場所・その他の施設()

「所 在 地 山口市○○○○番地

図 面

複数の施設が同じ敷地内に所在する場合には1枚に集約されてかまいません。
該当施設に○をした上で、図面内でのそれぞれの位置関係が分かるように記入してください。
施設の所在が分かれている場合はそれぞれの施設ごとに作成してください。

※ 事務所、駐車場、積替保管場所、その他施設の位置関係がわかる図面

付近の見取図

現地での確認をさせていただく場合がありますので、周囲の様子が分かるような地図を載せてください。(住宅地図等)

※ 案内図(住宅地図の写しなど)

※ 所有権の分かる書類(登記事項証明書等)を添付すること。

事業所等の写真

<u>申請者名</u>		<u> </u>	
種	類	事務所・駐車場・積替保管場所	その他の施設

写 真

別の角度から撮影したものを2枚以上貼付してください。

複数の施設が1枚に収まる場合は該当施設に○をした上で、集約されてかまいません。 施設の所在が分かれている場合や1枚に収まらない場合はそれぞれの施設ごとに作成してください。 また、保管施設については掲示板の写真も貼付してください。

【写 真 貼 付】

【写 真 貼 付】

[※] 施設ごとに異なる角度から撮影したものを2枚以上添付すること。

[※] 積替保管場所については、環境省令で定める掲示板の写真も添付すること。

収集車両保有状況

申請者名 〇〇会社 〇〇〇〇 令和 年 月 日現在

車両番号 (山口市登録番号)	種類(塵芥車、ダンプ等)	積載量(kg)	備考
山口〇〇あ〇〇〇〇 (OOO — 1)	塵芥車	2,000	
山口〇〇〇〇〇 (〇〇〇 — 2)	キャブオーバー	3,000	
шпоо 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	糞尿車	2,700	し尿
	上段に車両番号(ナンバープレートの番号	;),	
(_)	「段に現在の許可証と併せて交付しており 「、「登録車両」の一覧に記載の「登録番号	ま	
	記入してください。		
(–)			
(–)			
(–)			
(–)			
(–)			
(–)			
(–)			
(–)			
(—)			

※し尿・浄化槽汚泥の収集車両は備考欄に【し尿】と記入すること。

ごみ収集車両	し尿・浄化槽汚泥収集車両	合計
2 台	1 台	3

車両の写真

申請者名 ○○会社 ○○○○

車両番号 山口 ○○ あ ○○○○ (山口市登録番号 ○○○一 1)

写 真

【写 真 貼 付】

正面及び側面の写真をそれぞれ1枚以上ずつ添付してください。 既に山口市一般廃棄物処理業許可の登録をされている車両については、 登録番号の表示が確認できること。

【写 真 貼 付】

[※] 正面及び側面の写真を添付すること。

[※] 山口市一般廃棄物処理業許可登録済車両については、登録番号の表示が確認できること。

処理料金及び料金徴収の方法 (ごみ)

申請者名 ○○会社 ○○○○ 令和 年 月 日現在

区 分		処 理 料 金	徵収方法	去	
事業系ごみ		単位円/	□ 現金払い □ 口座払い □ その他		
	のを り ま	料金の単価単位はkg・t・台など、申請者の事業計画で定めているもを記入してください。 収集先によって変わる場合でも基本となる料金を記入してください。 また、料金の徴収方法も記入(印)してください。 公共維持に伴うものに限られる場合は「入札による」旨を記入してくだい。			
家庭系ごみ		単位円/	□ 現金払い □ 口座払い □ その他		
			()	

[※] 事業計画書で計上した取扱廃棄物ごとに処理料金を記載すること。

処理料金及び料金徴収の方法(し尿・浄化槽汚泥)

申請者名 ○○会社 ○○○○ 令和 年 月 日現在

対象区	域	処 理 料 金		徴収方法	
□ 旧山口	市			現金払い	
□ 旧小郡	町	【単 価】円/1荷(360)		口座払い	
□ 旧秋穂	町	【基本料金】円/荷まで		その他	
□ 旧阿知	須町	【加算料金】	()
□ 旧徳地	町	・臨時収集円			
□ 旧阿東	町	・仮設トイレ円			
		ホース延長 (円			
		その他(
□ 旧山口	市			現金払い	
□ 旧小郡	町	【単 価】円/1荷(36ℓ)		口座払い	
□ 旧秋穂	町	【基本料金】円/荷まで		その他	
□ 旧阿知	須町	【加算料金】	()
□ 旧徳地	町	・臨時収集円			
□ 旧阿東	町	・仮設トイレ円			
		・ホース延長(m)円			
		その他(
□旧山田	市			現金払い	
□ 旧小郡	町	【単 価】円/1荷(36ℓ)		口座払い	
□ 旧秋穂	町	【基本料金】円/荷まで		その他	
□ 旧阿知	須町	【加算料金】	()
□ 旧徳地	町	・臨時収集円			
□ 旧阿東	町	・仮設トイレ円			
		ホース延長 (m)円			
		その他(
□ 旧山口	市			現金払い	
□ 旧小郡	町	【単 価】円/1荷(36ℓ)		口座払い	
□ 旧秋穂	町	【基本料金】円/荷まで		その他	
□ 旧阿知	須町	【加算料金】	()
□ 旧徳地	町	・臨時収集円			
□ 旧阿東	町	・仮設トイレ円			
		・ホース延長(m)円			
		その他(

[※] 旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町の区域は平成17年9月30日における市又は町の区域とし、旧阿東町の区域は平成22年1月15日における町の区域とする。

[※] 対象区域をチェックすること。

契約者明細

申請者名 ○○会社 ○○○○

令和 年 月 日現在

	契約者名		所在地	也(収集場所	听)		収集回数
1	○○株式会社	山口市C)○○番地	1			4回/月・週
2							回/月・週
3	定期収集の契約先の記入	をしてくか	ぎさい。				回/月・週
4	定期収集が無い場合には ※公共維持に伴うものに限					<u>ナ</u> い。	回/月・週
5							回/月・週
6							回/月・週
7							回/月・週
8							回/月・週
9							回/月・週
10							回/月・週
11							回/月・週
12							回/月・週
13							回/月・週
14							回/月・週
15							回/月・週
16							回/月・週
17							回/月・週
18			_				回/月・週
19	ジャック 契約件数と1ヶ月当 してください。	áりの収集	「目安・」	見込み」量 [:]	を記入		回/月・週
20							回/月・週
		/					
契約	含者数 件 件	収集量	可燃物		不燃物		源物
				t /月	t /	′月	t /月

念書

申請者(法人にあっては役員若しくは政令で定める使用人)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当するものではありませんので、念書を差し入れます。

令和○○年 ○月 ○日

(あて先) 山口市長

所在地 山口市○○○○番地 名 称 ○○会社 ○○○○ 代表者 代表取締役 ○○○○



参考

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)第7条第5項第4号

- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

申請者

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 二 この法律、<u>浄化槽法</u>(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は<u>刑法</u>(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは<u>暴力行為等処罰ニ関スル法律</u>(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項 (第四号に係る部分を除く。) 若しくは 第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分 を除く。) 若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六に おいて読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第四 十一条第二項 の規定により許可を取り消され、その取消し の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が 法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三 の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含 む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除 く。) においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平 成五年法律第八十八号) 第十五条 の規定による通知があつ た日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対 し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる 者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニ において同じ。) であつた者で当該取消しの日から五年を経 過しないものを含む。)
- へ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は<u>浄化槽法第四十一条第二項</u>の規定による許可の取消しの処分に係る<u>行政手</u>続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分を

- する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は<u>浄化槽法第三十八条第五号</u>に該当する旨の<u>同条</u>の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は<u>浄化槽法第三十八条第五号</u>に該当する旨の<u>同条</u>の規定による届出があった場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある と認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- **ヌ** 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチ までのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

(<u>法第七条第五項第四号</u> ト、ヌ及びルの政令で定める使用人) **第四条の七** 法第七条第五項第四号 ト、ヌ及びルに規定する 政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代 表者であるものとする。

- 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

誓 約 書

一般廃棄物処理業の許可を受けたときは、関係法令、山口市の関係例規、許可 条件及び山口市長が指示する事項を遵守するとともに、万一これに違反したとき は、いかなる処分を受けましても異議を申し立てません。

上記のとおり誓約いたします。

令和○○年 ○月 ○○日

(あて先) 山口市長

所在地 山口市〇〇〇〇番地

申請者 名 称 〇〇会社 〇〇〇〇

代表者 代表取締役 ○○○○

押印不要